

(整理番号 0426)

令和4年度 栃木地方最低賃金審議会

第2回 栃木県塗料製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和4年10月18日(火) 13時30分～14時40分					
出 席 状 況	公 益 代表委員	出席3人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
1 栃木県特定最低賃金の金額改定について (1) 労働者代表委員の見解及び主張 ア 県内他業種の結審状況を見つつ、大阪の改定額(時間額1,031円:31円引上げ)に近づくことを目指し、歩み寄りにより34円の引上げを提示した。 イ 34円引上げと変わらない影響率で、大阪の改定額に近づくことを目指して、33円の引上げを提示した。 ウ 再提示なし。33円の引上げを主張。 エ 歩み寄りにより、32円の引上げを提示した。 オ 公労協議により31円引上げに合意した。 (2) 使用者代表委員の見解及び主張 ア 昨年の引下げ額と同額の27円の引上げを提示した。 イ 賃金改定状況調査結果第4表③の女性・Bランク・製造業の賃金上昇率2.9%を現行992円に乘じ四捨五入した、29円の引上げを提示した。 ウ 歩み寄りにより、30円の引上げを提示した。 エ 公使協議により31円引上げに合意した。 (3) 結審状況等について 労使双方31円の引上げ、時間額1,023円(改正発効日:令和4年12月31日)で合意し、「全会一致」により結審した。 審議会会長あて報告書(案)について審議し、原案どおり議決された。 審議会令第6条第5項の適用により、答申文(案)について審議し、原案どおり議決され、引き続き答申された。						
2 その他 特になし						

